

次期副会長の設立と次期副会長の選任について

本学会の規則では学術集会の会長は前年の評議員会の選挙で選出された副会長がそのまま会長に就任することになっておりますが、この規則によると、2年後の会長が副会長として評議員会で選出されることとなります。本学会は会員数も増加し、学術集会も年ごとに充実してきており、副会長として選出されてから学術集会開催まで2年間の準備期間では時間的に制約を受けるようになっております。そこで、3年後の会長として次期副会長を選出するようにして、学術集会の運営を円滑に行えるよう規則の改定について理事会で検討がなされ、「定款施行細則」と「選挙細則」の改定が以下のように理事会で決定されましたのでご報告いたします。

改定規則では、評議員会で次期副会長を選出し、次期副会長は翌年には副会長に、その翌年には会長に就任することになります。

この改定規則は2011年11月24日から施行されることになっており、現時点で次期副会長が空席で欠けておりますため、次期副会長の選挙を郵送投票によりすみやかに実施いたします。評議員の先生方には、選挙へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

NPO 法人日本呼吸器内視鏡学会
理事長 大森 一光

	新	旧
	[下線ゴシック体が改定部分]	
定款施行細則		
第4条	1. 会長 1名 2. 副会長 1名 <u>3. 次期副会長 1名</u> 4. 幹事 4名	1. 会長 1名 2. 副会長 1名 3. 幹事 4名
第5条	2. 副会長、 <u>次期副会長</u> は会長の職務を補佐する。 3. 会長、副会長、 <u>次期副会長</u> は、それぞれ理事会に出席して意見を述べるができる。	2. 副会長は会長の職務を補佐する。 3. 会長、副会長は、それぞれ理事会に出席して意見を述べるができる。
第6条	(会長、副会長、 <u>次期副会長</u> 及び幹事の選任と任期) 選任方法と任期について、次の通り定める。 1. 会長の任期は前期学術集会後から当該学術集会終了までとし、自ら <u>主催</u> する学術集会終了後、その任を次期会長に委譲する。 <u>次期会長は副会長が評議員会と総会の承認を経て就任する。</u> 2. 副会長は <u>前年度の次期副会長が評議員会と総会の承認を経て就任する。</u> 任期は会長と同一とする。	(会長、副会長及び幹事の選任と任期) 選任方法と任期について、次の通り定める。 1. 会長の任期は前期学術集会後から当該学術集会終了までとし、自ら <u>主宰</u> する学術集会終了後、その任を次期会長に委譲する。 2. 副会長は評議員会での投票により評議員の内から選出し、総会の承認を要する。任期は会長と同一とする。

3. 次期副会長は評議員会での投票により評議員の内から選出し、総会の承認を要する。任期は副会長と同一とする。
4. 幹事は会長、副会長それぞれの推薦により選任し、それぞれの推薦者と任期を共にする。
3. 幹事は会長、副会長それぞれの推薦により選任し、それぞれの推薦者と任期を共にする。
- 第7条 (学術集会) 学術集会は会長が主催し、年1回開催する。 (学術集会) 学術集会は会長が主催し、年1回5月又は6月に開催する。

附則

第2項 (5) 本細則は2011年(平成23年)11月24日より施行する。

選挙細則

第4章

第14条

会長、副会長及び次期副会長の選任

(会長、副会長)

1. 会長選挙、副会長選挙は原則としてこれを行わず、前年度の副会長が会長に、前年度の次期副会長が副会長に就任する。
2. 会長、副会長の任期は本法人定款施行細則第6条1項及び2項に定める。
3. 副会長に事故ある時、又は欠けた時は、次期副会長がその職務を代行し、理事長は評議員による副会長選挙をすみやかに実施する。 選挙は、選挙管理委員会の定めた方法による。

会長、副会長の選任

(会長) 会長選挙は原則としてこれを行わず、前年度の副会長が会長に就任する。

2. 会長、副会長の任期は本法人定款施行細則第6条1項及び2項に定める。
3. 副会長に事故ある時は、評議員会において会長選挙を実施する。選挙は、選挙管理委員会の定めた方法による。

第15条

(次期副会長) 次期副会長の選任について、次の通り定める。

1. 評議員は、次期副会長選挙に立候補する権利を有する。
2. 次期副会長選挙は評議員会において理事長がこれを行う。 選挙は、選挙管理委員会の定めた方法による。
3. 次期副会長の任期は本法人定款施行細則第6条3項に定める。
4. 次期副会長に事故ある時、又は不測の事故により欠けた時は、理事長は評議員による次期副会長選挙をすみやかに実施する。 選挙は、選挙管理委員会の定めた方法による。 選挙の施行が困難な場合、理事長は、理事の内より次期副会長職務代行者を任命することができる。

(副会長) 副会長の選任について、次の通り定める。

1. 評議員は、副会長選挙に立候補する権利を有する。
2. 副会長選挙は評議員会において理事長がこれを行う。選挙は、選挙管理委員会の定めた方法による。
3. 副会長に事故あるとき、又は不測の事故により欠けたときは、理事長は、理事の内より副会長職務代行者を任命することができる。

5. 前項の選挙により選出された次期副会長, 又は理事長により任命された次期副会長職務代行者の任期は, 前任者の残余期間とする.
6. 理事長により任命された次期副会長職務代行者は, 本細則第 14 条第 1 項に定める副会長となることはできない. 但し本細則第 14 条第 3 項に基づいて選任されることを妨げない. 評議員による選挙で選任された次期副会長はこの限りでない.
4. 副会長職務代行者の任期は, 前任者の残余期間とする.
5. 副会長職務代行者は, 本細則第 14 条第 1 項に定める次期会長となることはできない. 但し本細則第 14 条第 3 項に基づいて選任されることを妨げない.

附則 2. (4) 本細則は 2011 年 (平成 23 年) 11 月 24 日より施行する.